

軽減判定所得基準の見直しについて

○入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

地方税法施行令の一部が改正（令和5年3月31日公布、4月1日施行）されたことに伴い、入間市国民健康保険税条例の一部の改正について緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、令和5年4月1日から施行したものです。

また、この専決処分については、令和5年第2回入間市議会（6月議会）において、承認をいただく予定です。

〔改正内容〕（第21条関係）

減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げ、減額措置の拡大を図りました。

区分	軽減判定所得	
	改正後	改正前
7割軽減 基準額	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減 基準額	基礎控除額(43万円) +29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円) +28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減 基準額	基礎控除額(43万円) +53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円) +52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※7割軽減の軽減判定所得の変更はありません。

(参考)

改正前と改正後の比較(令和5年5月1日時点)

区分	5割軽減			2割軽減		
	世帯数	被保険者数	軽減額(円)	世帯数	被保険者数	軽減額(円)
改正後	2,851	4,910	85,632,125	2,756	4,860	33,300,200
改正前	2,805	4,835	84,295,750	2,652	4,671	32,021,550
増減数	46	75	1,336,375	104	189	1,278,650

入間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 略</p>